

観光大使「ふでりん」が訪問します

昨年熊野町の観光大使に任命されたふでりんが、町内外のイベントなどで活躍中です。

その可愛らしさから、小さな子どもをはじめ大人にも大人気のふでりんは、依頼があれば町内のイベントや熊野町のPRと併せた店舗紹介などの催し物に訪問します（訪問は無料）。

▽訪問した催し物の例
町内学校の書道表彰式、郷土授業、町内祭りへの参加、保育所の行事など

▽訪問依頼方法
希望日の一週間前までに商工観光課へご相談ください。催し物の趣旨等を確認した後、訪問の可否を決定します。

ふでりんの訪問についての詳細は、町ホームページ（熊野町観光大使ふでりん）



この訪問について（をご確認ください）
ふでりんは、熊野町の知名度アップ、観光PRのため、町内のイベントや名所、グループ活動などの熊野町の魅力を、Facebookを通じて全国に発信しています。

2 問 商工観光課 ☎820・560

ご当地キャラ2013 総選挙に出場

～予備選挙通過！～

皆さまの応援のおかげで、ご当地キャラ予備選挙を勝ち抜き、地区予選に駒を進めることとなりました。予選期間は、6月16日(日)まで。中四国地区の3つのキャラクターから、代表の1つが選ばれる仕組みです。

「観光大使ふでりん」の全国的な知名度が上がり熊野町をよりPRできるよう、皆さまの応援をよろしくお願いします。
この総選挙の詳細はインターネットで「ご当地キャラ総選挙」で検索してください。



みんなで食育！親子クッキングのお知らせ

6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。健康課では毎月、健康教室を開催しています。

今月は親子で『元気の出るおやつ』を楽しく作りましょう。簡単に栄養満点のレシピを栄養士がご紹介します。ぜひご参加ください。
時 6月13日(木)午前10時～11時半
所 西部地域健康センター

対 未就園児とその保護者
¥ 親子で200円



親子クッキング教室の様子

▽持参物：エプロン・バンダナ（三角巾）・ハンドタオル
申 6月10日(月)までに、お電話または熊野町役場2階、健康課の窓口へ
問 健康課 ☎820・5637

第8回食育推進全国大会が広島で開催されます

▽テーマ…お(い)しい広島、楽しい日本～食育を科学しよう

▽内容…食育に関する講演会や広島の食を楽しむフードフェスタなど

時 6月22日(土)・23日(日)

所 広島市南区民センター、県立産業会館、県立広島大学広島キャンパス、広島県健康福祉センター（料理教室）

問 広島県健康対策課 ☎513-3076

個別健診の自己負担額を減額します

これまで個別健診は2千500円の自己負担額でしたが、平成25年度は、自己負担額が1千円で受診できます。

これにより住民健診（集団）および個別健診のいずれも同額で受診できますので積極的にご利用ください。

	これまで	平成25年度
住民健診（集団）	1,000円	1,000円
個別健診	2,500円	

※次の方は住民健診（集団）が無料になります。
・平成26年3月31日現在70歳以上の方
・町民税非課税世帯で非課税証明を提出した方

（住民課）

第二期特定健康診査等実施計画を策定

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から医療保険者は健康診査等を行うことを義務付けられ、熊野町でも第一期計画を策定し取り組んでまいりました。

本計画は5年間ごとに策定するものであるため、平成25年から平成29年度までの第二期計画を新たに策定しました。

主な変更点は、健診の受診率・保健指導の実施率の変更です。詳しい内容については町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

（住民課）

「サポートファイル」の配付について

障害のある子どもへの保護者が、子どもの日々の様子や病院、学校、福祉施設等で受けた支援内容を記録・保管し、関係機関に説明する際に活用する「サポートファイル」を配付しています。

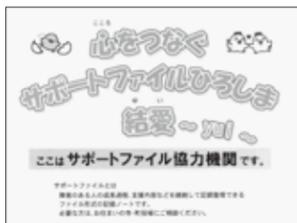
「サポートファイル」は、子どもが乳幼児から成人するまでのライフステージを通して、成長過程や支援内容を記録するもので、関係機関に同じ説明を繰り返し行わなくても、ファイルの提示により正確な情報を伝達し、一貫した支援を受けられるようにするためのものです。

【記録する内容の例】
・生育歴など支援の基本となる情報
・睡眠、食事など支援の際の各時期の特性を考慮した情報



・アレルギーなど緊急時の対応に必要な情報
対 知的障害・発達障害などがあり支援が必要な子どもは問いません
¥ 無料
▽配付場所：福祉課

▽協力機関：このファイルの提示にご協力いただける機関には、左のシールが入り口などに貼ってあります。



問 福祉課 ☎820・5605



広報「くまの」では、町民の皆さまのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。

